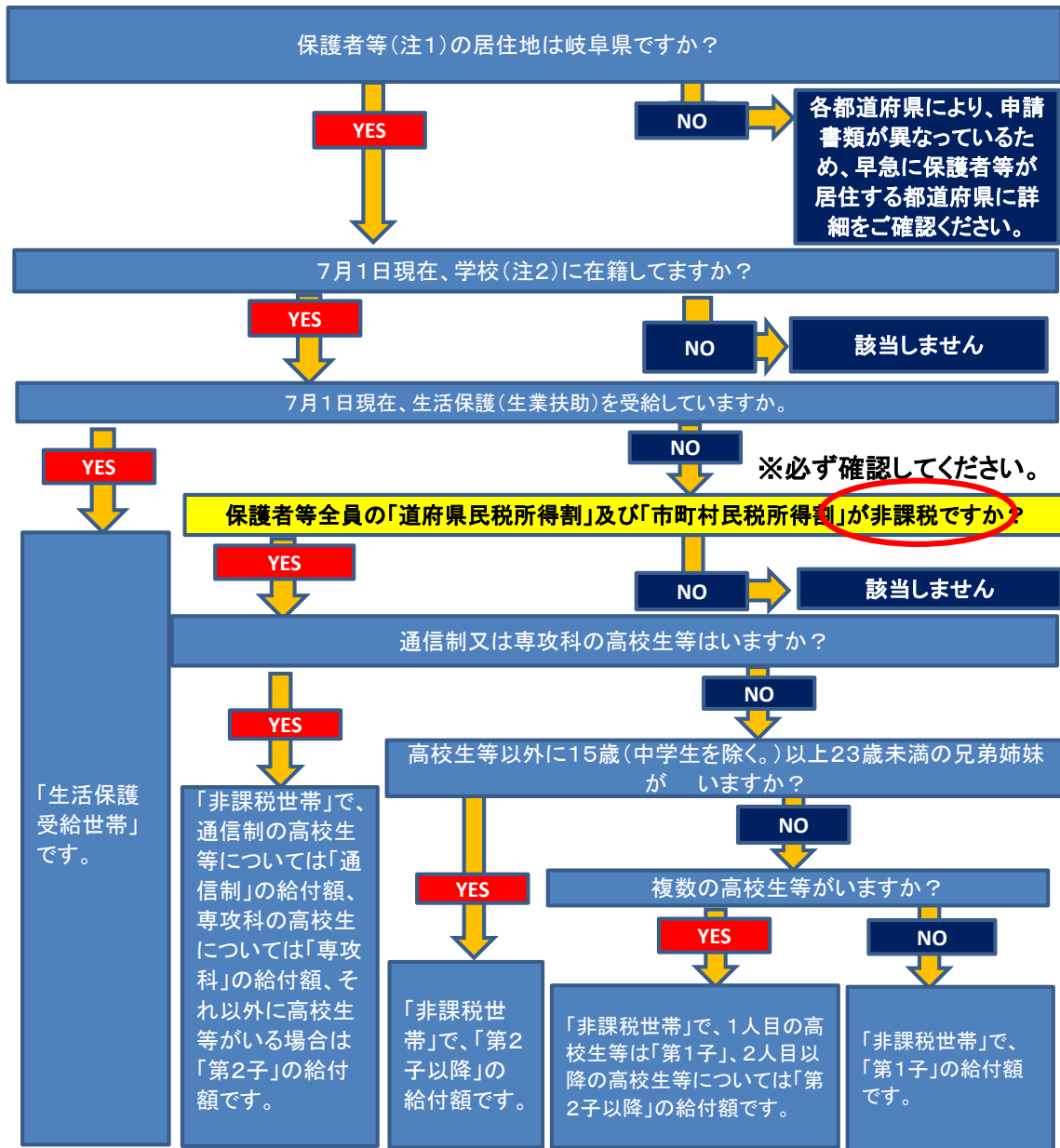


公立高等学校等奨学給付金 対象確認シート

本制度は、高校生等がいる低所得世帯(生活保護受給世帯また県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税世帯)を対象に授業料以外の教育費負担を軽減するため、世帯構成等に応じて、奨学のための給付金を支給する制度です。この給付金は返済不要です。対象者である場合は、申請をしてください。



給付額について(年額)

| | 全日制・定時制 | 通信制 | 専攻科 |
|----------------|----------|---------|---------|
| 生活保護(生業扶助)受給世帯 | 32,300円 | 32,300円 | |
| 非課税世帯(第1子) | 110,100円 | 48,500円 | 48,500円 |
| 非課税世帯(第2子以降) | 141,700円 | | |

(注1) 保護者とは、親権を行う者(親権を行う者がいないときは、未成年後見人)となります。

(注2) 条件によっては対象とならない場合があります。また、特別支援学校の高等部は対象外です。

高等学校就学支援金制度等との違い

就学支援金……授業料を支払う代わりに学校に納められる補助金。返済は不要。
 岐阜県の奨学金……授業料以外の教育費のために高校生に貸与する。返済が必要。
 奨学給付金……授業料以外の教育費のために保護者に給付する。返済は不要。⇒今回のもの